

茨城労働局発表
平成29年11月2日(木)

茨城労働局 職業安定部職業対策課
課長 平塚 芳久
高齢者対策担当官 江頭 茂樹
(電話)029(224)6219

平成29年「高年齢者の雇用状況」集計結果

**～希望者全員が少なくとも65歳まで働ける企業は81.9%(対前年比1.5ポイント増加)
70歳以上まで働ける企業は23.2%(同2.5ポイント増加)～**

茨城労働局(局長 西井 裕樹)では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」(以下「雇用確保措置」といいます。)の実施状況などを集計した、平成29年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかによる「雇用確保措置」を講じるように義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今般、従業員31人以上の企業2,701社の状況をまとめ、その結果、雇用確保措置の実施済み企業の割合は99.9%(対前年差0.1ポイント増加。全国計99.7%)でした。

また、現在は経過措置として継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用が可能な一方、希望者全員が少なくとも65歳まで働けるとした企業81.9%(対前年差1.5ポイント増加。全国計75.6%)でした。

そのうち、法定義務を超える「66歳以上定年」は2.2%(対前年差0.7ポイント増加)であり、「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」導入企業は6.4%(同1.1ポイント増加)でした。雇用確保措置のひとつである「定年制の廃止企業」については2.6%(同0.1ポイント増加)でした。

さらに、「70歳以上まで働ける企業」は23.2%(対前年差2.5ポイント増加)でした。

今後は、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

【集計結果の主なポイント】

1 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年企業は計578社(対前年差67社増加)、割合は21.4%(同1.4ポイント増加)

このうち、

①定年制の廃止企業は70社(同6社増加)、割合は2.6%(同0.1ポイント増加)

②65歳以上定年企業は508社(同61社増加)、割合は18.8%(同1.3ポイント増加)

(13ページ 表4及び表5)

【定年制の廃止企業】

○中小企業では70社(同6社増加)、2.8%(同0.1ポイント増加)

○大企業では0社(同変動なし)、0.0%(同変動なし)

【65歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

○中小企業では487社(同59社増加)、19.6%(同1.4ポイント増加)

○大企業では21社(同2社増加)、9.7%(同0.7ポイント増加)

また、定年年齢別に見ると

○65歳定年企業は450社(同41社増加)、16.6%(同0.6ポイント増加)

○66歳以上定年企業は58社(同20社増加)、2.2%(同0.7ポイント増加)

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は173社(同37社増加)、割合は6.4%

(同1.1ポイント増加) (14ページ 表6)

○中小企業では169社(同38社増加)、6.8%(同1.2ポイント増加)

○大企業では4社(同1社減少)、1.8%(同0.6ポイント減少)

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳まで働ける企業は626社(同96社増加)、割合は23.2%(同2.5ポイント増加) (14ページ 表7)

○中小企業では599社(同94社増加)、24.1%(同2.6ポイント増加)

○大企業では27社(同2社増加)、12.4%(同0.6ポイント増加)

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

○ 茨城県に本社を置く、常時雇用する労働者が31人以上の企業2,701社

中小企業(31~300人規模) : 2,484社(うち31~50人規模 : 1,001社、51~300人規模 : 1,483社)

大企業(301人以上規模) : 217社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済み企業の割合は、99.9%（2,699社）、（対前年差0.1ポイント増加）、51人以上規模の企業で100.0%（1,700社）（同0.2ポイント増加）となっている。

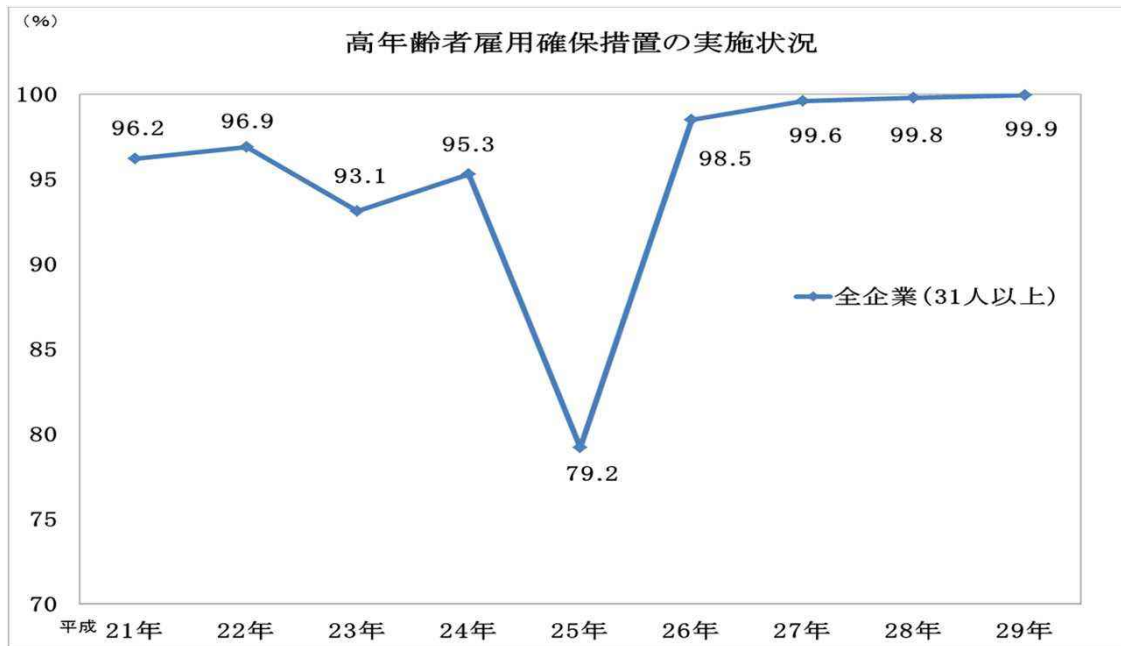
雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.1%（2社）（同0.1ポイント減少）、51人以上規模企業で0.0%（0社）（同0.2ポイント減少）となっている。（10ページ 表1）

(2) 企業規模の状況

雇用確保措置の実施済み企業の割合を企業規模別にみると、大企業では100.0%（217社）（同増減なし）、中小企業では99.9%（2,482社）（同0.1ポイント増加）となっている。

（10ページ 表1）

<参考グラフ>



※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

高年齢者雇用確保措置

（参考）51人以上規模

(%)

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
87.5	93.9	97.1	97.0	97.9	93.8	95.6	78.9	98.7	99.7	99.8	100.0

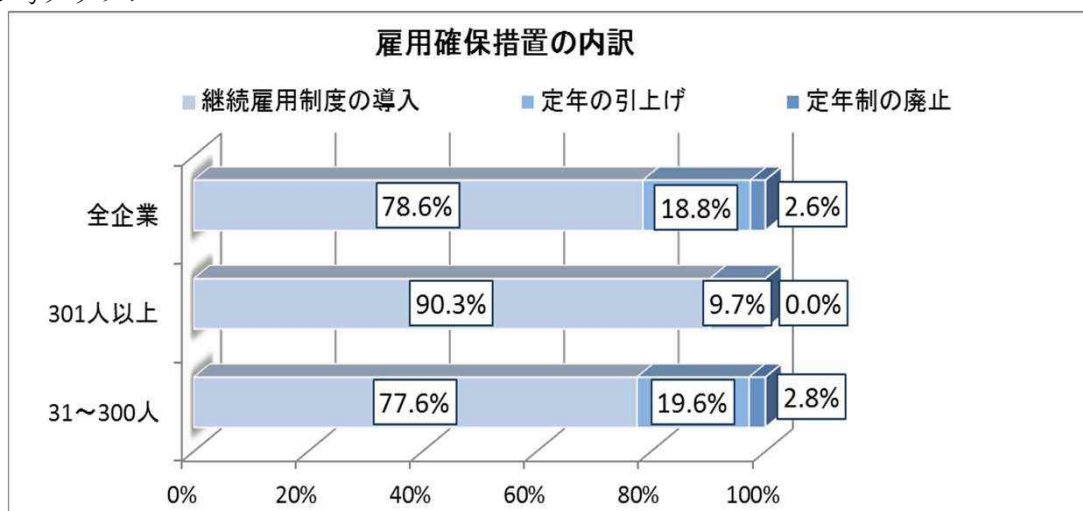
(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済み企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.6%(70社) (同0.1ポイント増加)
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は18.8%(508社) (同1.3ポイント増加)
- ③「継続雇用制度導入」により雇用確保措置を講じている企業は78.6%(2,121社) (同1.4ポイント減少)

となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11ページ 表3-1)

<参考グラフ>

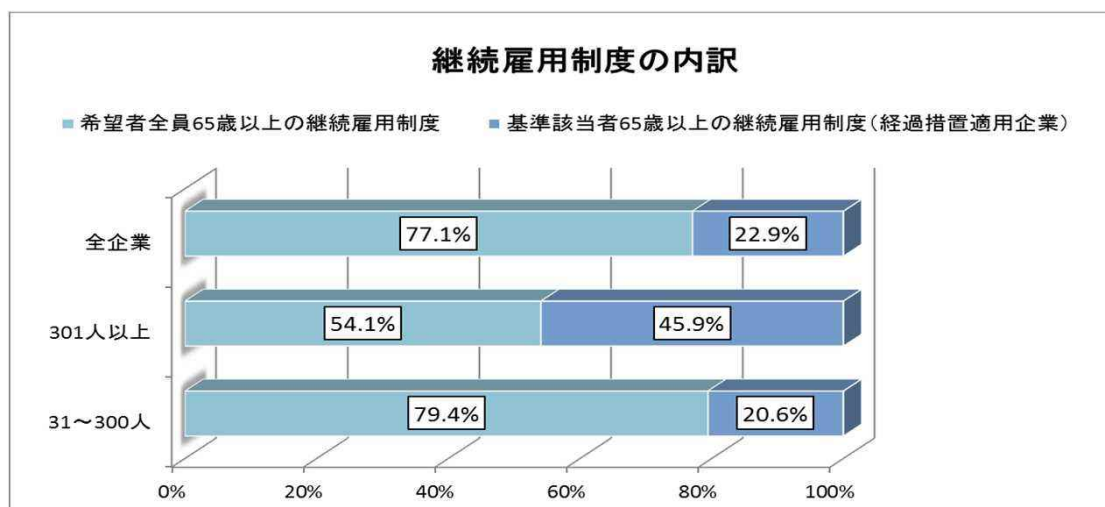


(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,121社)のうち、

- ①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は77.1%(1,635社) (同1.5ポイント増加)
- ②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は22.9%(同486社) (同1.5ポイント減少)

<参考グラフ>



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,121社)の継続雇用先について自社のみである企業は96.1%(2,038社)(同0.3ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は3.9%(83社)(同0.3ポイント減少)となっている。(12ページ 表3-3)

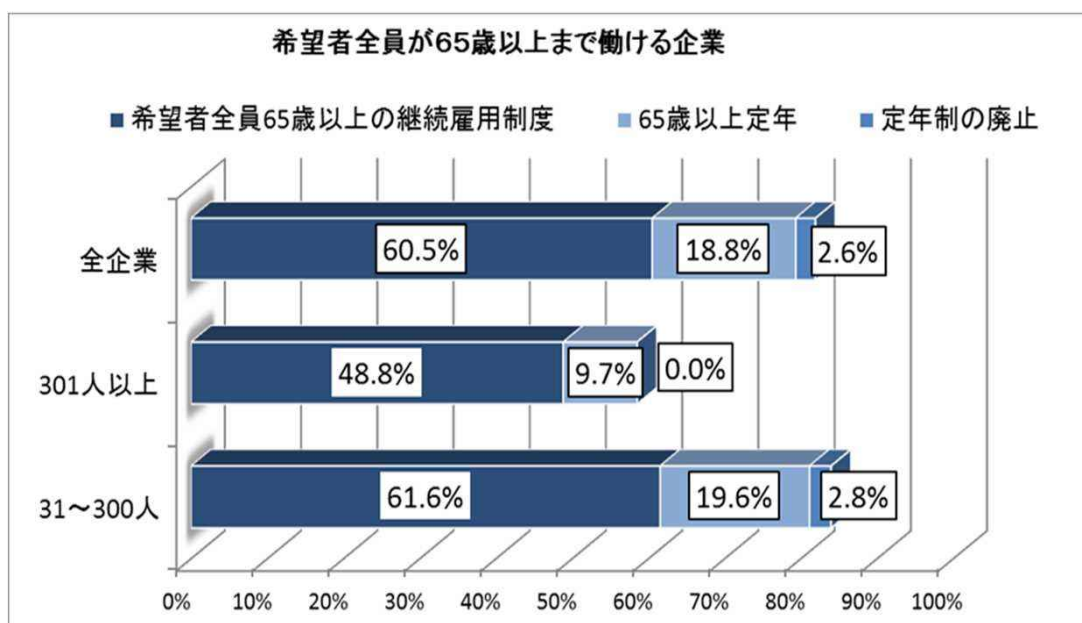
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は2,213社(対前年差158社増加)、割合は81.9%(同1.5ポイント増加)となっている。

企業規模別にみると、

- ① 中小企業は2,086社(同152社増加)、84.0%(1.6ポイント増加)、
 - ② 大企業では127社(同6社増加)、58.5%(同1.2ポイント増加)、となっている。(13ページ 表4)
- <参考グラフ>



(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

- ① 定年制を廃止している企業は、70社(同6社増加)、報告した全ての企業に占める割合は2.6%(同0.1ポイント増加)となっている。

企業規模で見ると、

- ア 中小企業では70社(同6社増加)、2.8%(同0.1ポイント増加)
 - イ 大企業では0社(同変動なし)、0.0%(同変動なし)
- となっている。(13ページ 表5)

②65歳以上定年企業は、508社(同61社増加)、報告した全ての企業に占める割合は18.8%(同1.3ポイント増加)となっている。

企業規模別にみると、

ア 中小企業では487社(同59社増加)、19.6%(同1.4ポイント増加)

イ 大企業では21社(同2社増加)、9.7%(同0.7ポイント増加)

となっている。(13ページ 表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

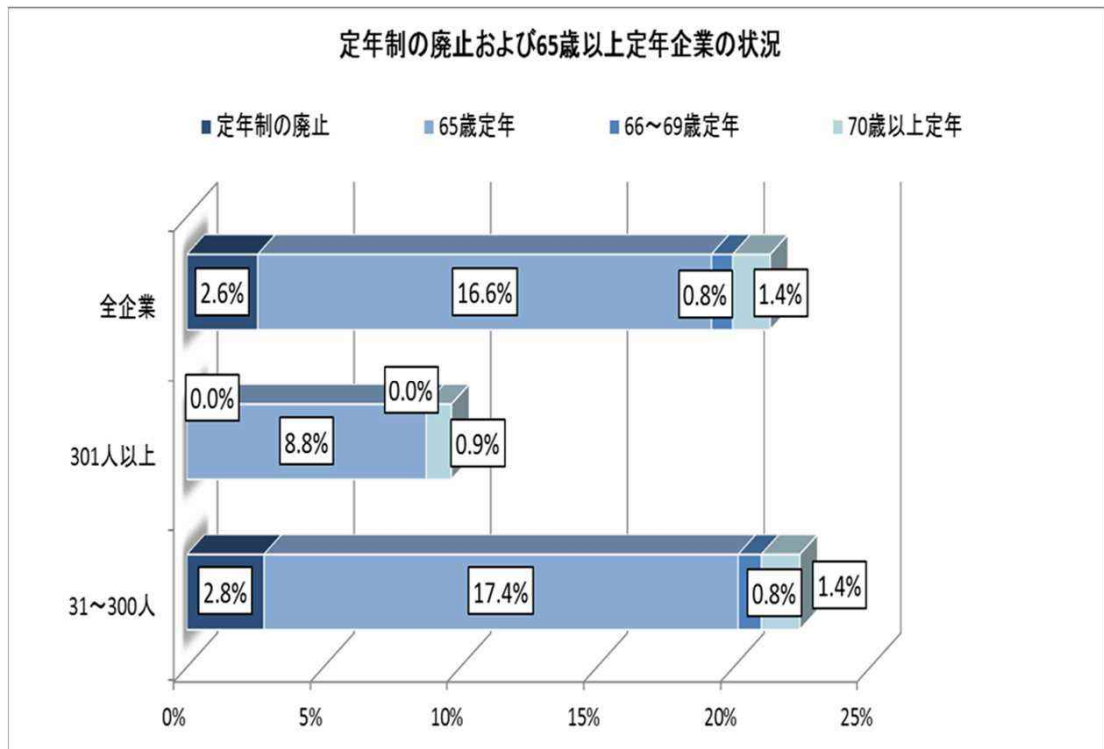
ア 65歳定年の企業は450社(同41社増加)、16.6%(同0.6ポイント増加)、

イ 66～69歳定年の企業は21社(同15社増加)、0.8%(同0.6ポイント増加)、

ウ 70歳以上定年の企業は37社(同5社増加)、1.4%(同0.1ポイント増加)

となっている。(13ページ 表5)

<参考グラフ>



(3) 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、173社(同37社増加)、報告した全ての企業に占める割合は6.4%(同1.1ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では169社(同38社増加)、6.8%(同1.2ポイント増加)、
- ②大企業では4社(同1社減少)、1.8%(同0.6ポイント減少)

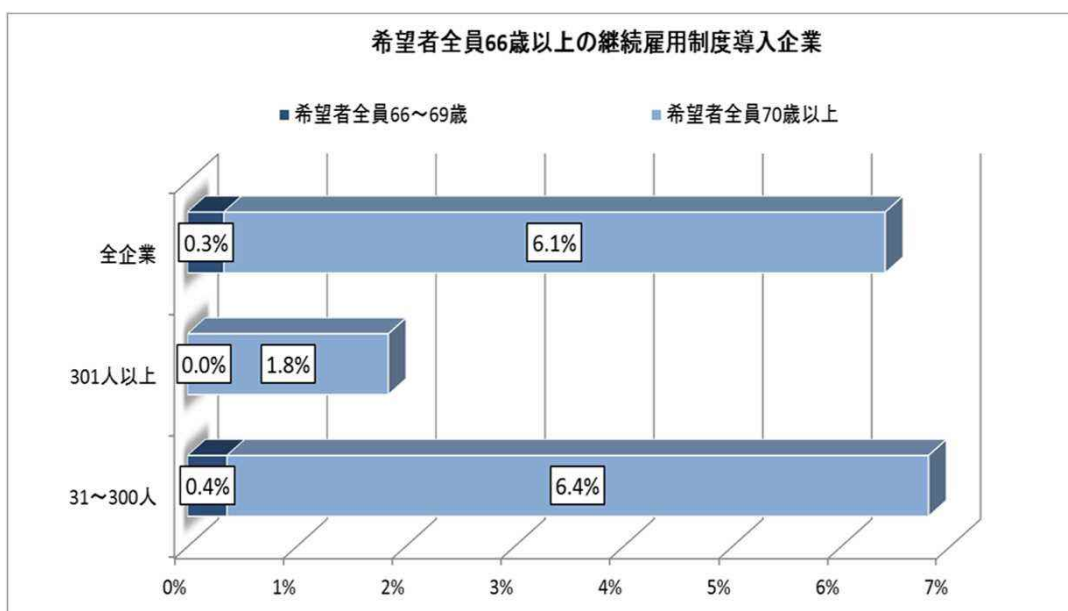
となっている。(14ページ 表6)

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ①上限年齢66～69歳は9社(同2社増加)、0.3%(同増減なし)、
- ②上限年齢70歳以上は164社(同35社増加)、6.1%(同1.1ポイント増加)

となっている。(14ページ 表6)

<参考グラフ>



(4) 70歳上まで働ける企業の状況

70以上まで働ける企業は、626社(同96社増加)、割合は23.2%(同2.5ポイント増加)となっている。

企業別にみると、

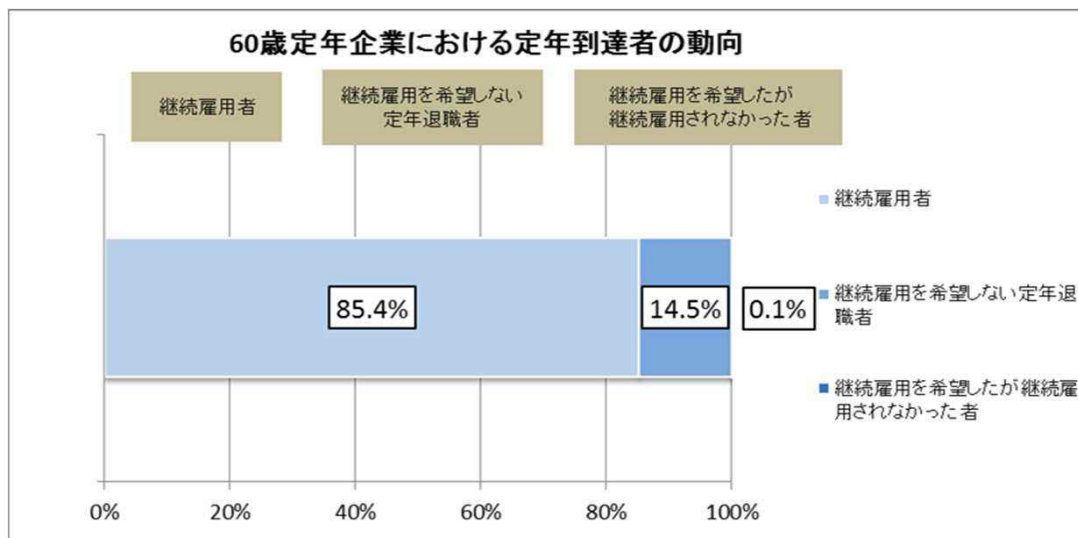
- ①中小企業では599社(同94社増加)、24.1%(同2.6ポイント増加)、
- ②大企業では27社(同2社増加)、12.4%(同0.6ポイント増加)、となっている。(14ページ 表7)

3 定年到達者等の動向について

(1) 希望者全員が65歳上まで働ける企業の状況

過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(5,725人)のうち、継続雇用された者は4,888人(85.4%)(うち子会社、関連会社等での継続雇用者は95人)、継続雇用を希望しない定年退職者は829人(14.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は8人(0.1%)となっている。(16ページ 表9-1)

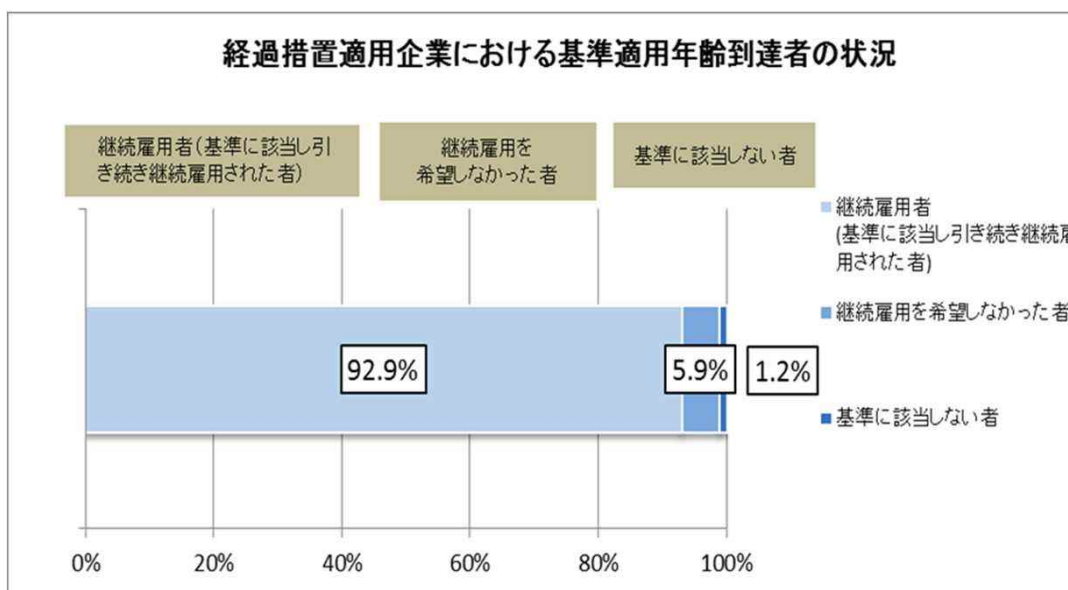
<参考グラフ>



(2) 経過措置の基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(62歳)到達した者(998人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用の更新を希望しなかった者は59人(5.9%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は12人(1.2%)となっている。(16ページ 表9-2)

<参考グラフ>



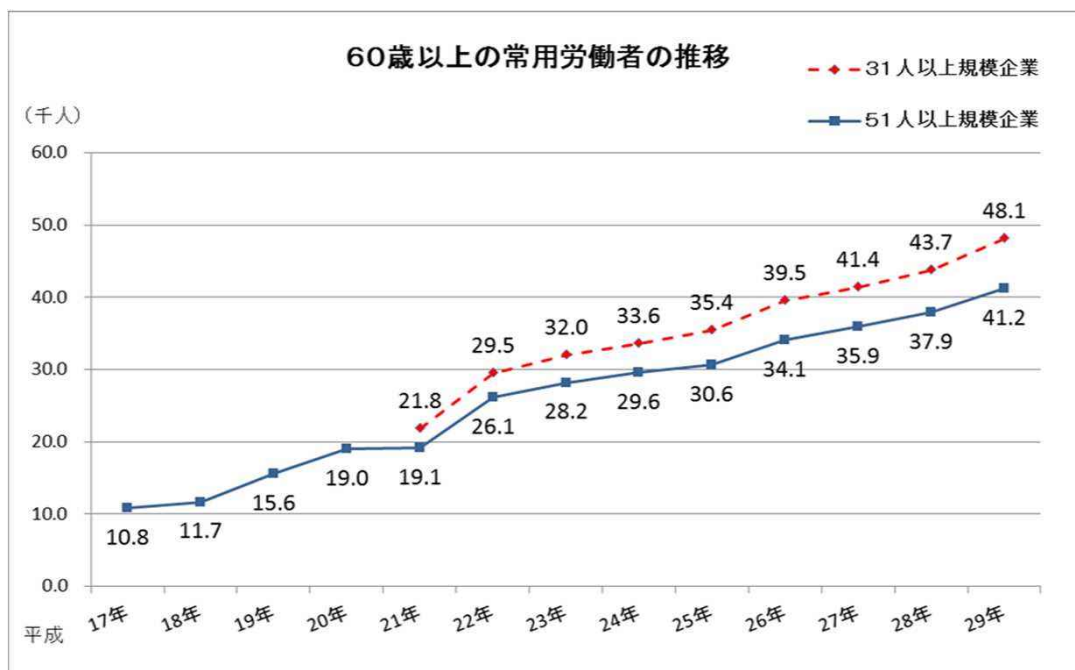
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数390,519人のうち、60歳以上の常用労働者数は48,135人で12.3%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が28,419人、65～69歳が14,689人、70歳以上が5,027人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は41,172人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、30,404人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は48,135であり、平成21年と比較すると、26,290人増加している。(17ページ 表10)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が2社あることから、茨城労働局及びハローワークは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部の高年齢者雇用アドバイザーと連携のうえ、個別指導を実施し、早期の解消を図る。

また、報告対象外の30人以下の企業に対しても、雇用確保措置の周知を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。